

本山町ふるさと納税返礼品開発・充実化補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、本山町補助金交付規則（昭和54年3月31日規則第2号。以下「規則」という。）第3条の規定に基づき、本山町ふるさと納税返礼品開発・充実化補助金（以下「補助金」という。）の交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 町は、ふるさと納税制度を活用した返礼品開発等へ取り組む者の支援をすることにより、1次産業者等の所得向上や、町内での雇用確保、町内産業の活性化、返礼品の充実化を図ることを目的に、予算の範囲内において補助金を交付する。

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- （1）ふるさと納税制度 個人が地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第2項又は第314条の7第2項の規定による指定を受けた都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金を支出した場合に、当該寄附金について同法第37条の2第1項又は第314条の7第1項の規定により寄附金税額控除が適用される制度をいう。
- （2）返礼品 ふるさと納税制度を利用して本町に寄附をした個人に対し、町から贈呈する物品又は役務であって、平成31年総務省告示第179号第5条の規定による基準に該当するものをいう。
- （3）ポータルサイト 個人がふるさと納税制度を利用して本町に寄附をするために利用するインターネット上のウェブサイトをいう。
- （4）事業者 法人その他の団体又は事業を営む個人をいう。

（補助対象事業）

第4条 補助金の補助対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、本山町ふるさと支援寄附金の返礼品として登録するもの又はすでに登録されているもので、次の各号のいずれか又は複数に該当するものとする。

- （1）返礼品開発事業 返礼品を新たに開発若しくは既存の返礼品を改良する事業
- （2）返礼品パッケージ等作成事業 開発した返礼品のパッケージ等作成又は既存の返礼品のパッケージ等を更新する事業
- （3）返礼品ページ作成事業 開発した返礼品または既存の返礼品の画像、返礼品を紹介する文章等の作成を行う事業

(補助対象者)

第5条 補助金を受けることができるもの(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に該当する者とする。

- (1)前条(1)から(3)によって作成する成果物を、ポータルサイトに継続して掲載することについて誓約するもの。
- (2)前条(3)によって作成する成果物を、町がパンフレット、HP 等で使用することに同意するもの。
- (3)本山町ふるさと支援寄附金返礼品取扱事業者であること。
- (4)この補助金の交付の対象となる経費について、国又は地方公共団体等から補助金、助成金等の交付を受けていないこと、又、受ける見込みのないこと。
- (5)町税等に滞納がないこと。
- (6)別表第2に掲げるいずれかに該当しないこと。
- (7)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第4項から第13項までに掲げる営業を行う者でないこと。

(補助対象経費等)

第6条 第4条に定める補助金の補助対象となる補助率および補助対象経費(以下「補助対象経費等」という。)は、別表第1のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第7条 第5条各号の補助対象者は、本山町ふるさと納税返礼品開発・充実化補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長へ提出しなければならない。

- (1)本山町ふるさと支援寄附金返礼品取扱事業者の登録が済んでいることが確認できる書類の写し
- (2)納付すべき租税及び本町公課の滞納がないことが確認できる書類
- (3)誓約書兼同意書
- (4)その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めたときは、本山町ふるさと納税返礼品開発・充実化補助金交付決定通知書(様式第2号)により、補助対象者に速やかに通知をするものとする。

(補助金の変更申請等)

第9条 補助対象者は申請内容を次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は本山町ふるさと納税返礼品開発・充実化補助金変更交付(中止承諾)申請書(様式第3号)をあらかじめ町長へ提出しなければならない。

- (1)補助事業の中止
- (2)補助事業費の増額
- (3)補助金額の20パーセントを超える減額
- (4)補助対象経費の費目間の配分の20パーセントを超える変更

2 町長は、前項の規定による補助金の変更の交付申請が適当であると認めたときは、本山町ふるさと納税返礼品開発・充実化補助金変更交付決定(中止承諾)通知書(様式第4号)により、前項の交付決定通知を受けた者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 町長は、補助対象者が次の各号に該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1)補助金に係る提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (2)補助対象者が補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3)補助対象事業に関して、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4)補助対象者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると町長が認めたとき。
- (5)その他この要綱に基づく処分に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、本山町ふるさと納税返礼品開発・充実化補助金交付決定取消通知書(様式第5号)により当該交付決定者に対し通知するものとする。

(補助金の実績報告)

第11条 補助対象者は、補助対象事業終了後、本山町ふるさと納税返礼品開発・充実化補助金実績報告書(様式第6号)に加えて次の各号に定める書類を速やかに町長に提出しなければならない。

- (1)次に掲げる開発等事業の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

ア 返礼品開発事業 補助対象事業により開発・改良した返礼品の写真

イ 返礼品パッケージ等作成事業 補助対象事業により作成した返礼品パッケージ等の写真

ウ 返礼品ページ作成事業 補助対象事業により作成した返礼品の画像及び文章

- (2)補助対象経費等の支払を証する書類の写し
- (3)その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 町長は、前条の報告を受けた場合において、当該補助対象事業を検査又は確認のうえ補助対象者に交付すべき額を確定する補助対象事業(以下「完成補助事業」という。)については、当該報告等が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを検査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、本山町ふるさと納税返礼品開発・充実化補助金確定通知書(様式第7号)により通知をする。

(補助金の交付)

第13条 完成補助事業にあつては前条の規定により交付すべき額を確定した後に、本山町ふるさと納税返礼品開発・充実化補助金請求書(様式第8号)の提出により交付するものとする。ただし、町長が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

(補助金の返還)

第14条 町長は、補助対象者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付した補助金の全部又は一部を当該交付決定者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 補助対象事業により作成した成果物を、ポータルサイトに掲載しなかったとき又はポータルサイトに掲載してから原則として3年以内に掲載を取りやめたとき(返礼品の取扱期間が季節限定である場合を除く。)。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。
- (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 補助金の概算払(前金払)後、減額または中止の変更交付申請があつたとき。
- (5) 法令等に違反したとき。
- (6) その他町長が不相当と認める事実があつたとき。

(補助事業の遂行状況報告・指示及び検査)

第15条 町長は、必要があると認めるときは、補助対象事業に対し、遂行状況の報告を求め、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査若しくは調査を行うことができる。

2 交付決定者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(財産処分の制限等)

第16条 補助対象者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した施設財産、機械及び器具等について、補助対象事業の完了の年の翌年から起算して5年以内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸付、又は担保に供してはならない。ただし、町長が特に認める場合はこの限りではない。

(関係書類等の保管)

第17条 補助対象者は、補助対象事業に係る帳簿及び証拠書類又は証拠物を事業終了年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。

(情報の開示)

第18条 補助対象事業又は補助対象者に関して、本山町情報公開条例(平成13年条例第2号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第7条の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(グリーン購入)

第19条 補助対象者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1

補助対象経費

補助事業の種類	補助対象経費		補助率
(1) 返礼品開発事業※1	謝金	外部の専門家から指導を受けた場合の謝金	補助対象経費の4分の3以内(千円未満は切り捨て)で1事業者あたり200万円を上限とする。
	交通費	外部の専門家に支払う旅費	
	消耗品	事業に必要な消耗品の購入費	
	運搬費	原材料、資材、試作品等の送付に係る送料	
	委託料	試作品等の外注加工費	
	手数料	各種許認可等の取得費、成分分析、検査費用	
	原材料費	試作品に使用する原材料費	
	賃借料	機器リース料等(申請日から当該年度の実績までに支払うリース料等に限る。)	
	備品購入費	返礼品の製造に必要な備品の購入費 (役務の提供を行う返礼品の開発に係る備品の購入は対象としない)	
	その他	町長が必要と認める経費	
(2) 返礼品パッケージ等作成事業※1	謝金	外部の専門家から指導を受けた場合の謝金	補助対象経費の4分の3以内(千円未満は切り捨て)で1事業者あたり50万円を上限とする。
	交通費	外部の専門家に支払う旅費	
	消耗品	事業に必要な消耗品の購入費	
	印刷費	包装紙、シール、商品ラベル等の印刷費	
	運搬費	資材、試作品等の送付に係る送料	
	委託料	パッケージ等デザイン委託料、試作品等の外注加工費	
	原材料費	返礼品パッケージに使用する原材料費	
	その他	町長が必要と認める経費	
(3) 返礼品ページ作成事業	謝金	外部の専門家から指導を受けた場合の謝金	補助対象経費の4分の3以内(千円未満は切り捨て)で1返礼品※2につき2万円を上限とする。
	交通費	外部の専門家に支払う旅費	
	消耗品	事業に必要な消耗品の購入費	
	運搬費	返礼品の送付に係る送料	
	委託費	写真撮影、画像加工、文章作成等に係る委託料	
	その他	町長が必要と認める経費	

※1 (1)、(2)へ申請できる回数は申請年度において、1補助対象者1回限りとする。

※2 1返礼品とは、容量や状態に関わらず1つの商品名につき1件とする。

別表第2

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であつて、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等(法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金武器等の供給を行う暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与をするものをいう。)をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 本山町暴力団排除条例(平成23年条例第3号)第11条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団又は暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品、その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められるものであることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等を社会的に避難されるべき関係を有しているとき。